サイバーセキュリティお助け隊サービス（新類型）実証事業「企画競争」説明資料（事業者向け）

2026年7月6日

独立行政法人
情報処理推進機構　セキュリティセンター　普及啓発・振興部

事業の背景と目的

- 経済産業省及び内閣官房国家サイバー統括室では、サプライチェーンにおける重要性を踏まえた上で満たすべき各企業の対策を提示しつつ、その対策状況を可視化する仕組みとして「**サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度**」（SCS評価制度）の構築を進めており、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が運営主体となり、**2026年度末頃の制度運用開始**を予定しています。
- 一方、IPAは中小企業に対するサイバー攻撃への対処として「サイバーセキュリティお助け隊サービス」制度 の運用を2021年度から行っており、累計導入企業数は約9,200社にのぼっています。しかし、SCS評価制度の★3を取得する場合、要求事項にはポリシー策定などの組織的対策を多く含み、現行のサイバーセキュリティお助け隊サービスを導入していたとしても、★3の要求事項の一部しか達成することができません。**人的リソースや経営資源が不足する中小企業**においては、SCS評価制度の★3水準について**要求事項の理解や、自社状況の把握自体が困難**な企業が多いとの指摘もあり、SCS評価制度の普及促進のためには、このような中小企業を伴走的に支援する新たな支援制度の構築が必要とされています。
- そこでIPAでは、中小企業がSCS評価制度の★を取得する際の**課題の可視化**、**推奨されるITツール（セキュリティ機器、ソフトウェア等）の導入**、及び**ITツール以外の支援（コンサルティング、教育等）**をワンパッケージで提供する「**サイバーセキュリティお助け隊サービス（新類型）**」の実証事業 を行い、2027年度末までの制度化を目指します。

（参考）中小企業の情報セキュリティ対策投資額

中小企業の直近過去３期の情報セキュリティ対策投資額（IT機器や社員への教育等も含む）は、**100万円～1000万円未満の回答**が、**中小企業(101名以上) では30.9%**あるものの、**中小企業(100名以下)** では**14.2%**にとどまっている。

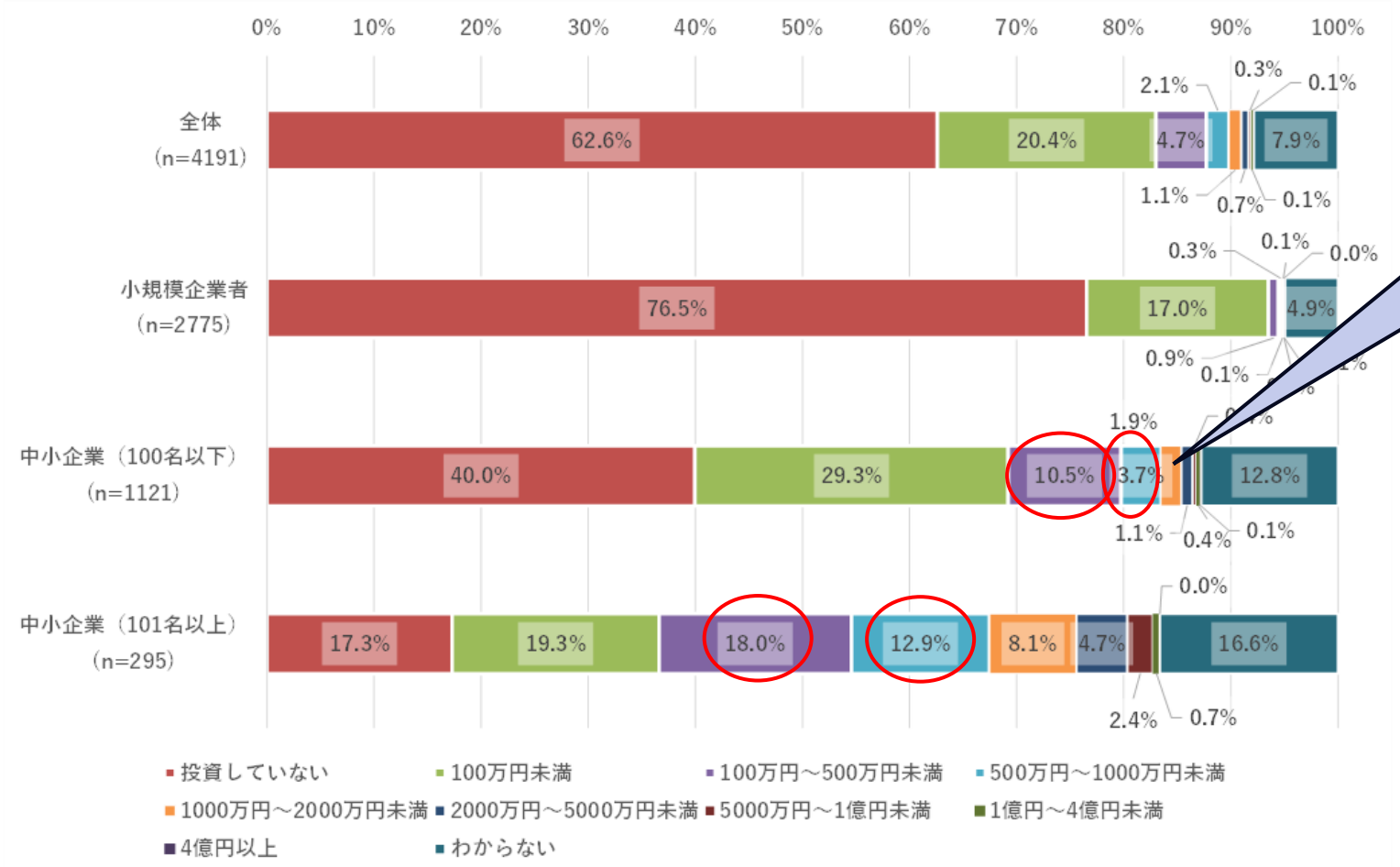

中小企業のセキュリティ投資額は限られている

従業員100名以下の中小企業では、年間300万円を超える情報セキュリティ投資は支出不可能と推定される。

IPA「2024年度中小企業における情報セキュリティ対策に関する実態調査」より

直近過去3期の情報セキュリティ対策投資額(企業規模別)
(n=4191)

（参考）SCS評価制度とお助け隊（新類型）の位置づけ

サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度（SCS評価制度）の概要

構築する評価制度

	★3		★4		★5 [検討中※2]
想定される脅威	• 広く認知された脆弱性等を悪用する一般的なサイバー攻撃		• 供給停止等によりサプライチェーンに大きな影響をもたらす企業への攻撃 • 機密情報等、情報漏えいにより大きな影響をもたらす資産への攻撃		• 未知の攻撃も含めた、高度なサイバー攻撃
対策の基本的な考え方	全てのサプライチェーン企業が**最低限実装すべき**セキュリティ対策： • 基礎的な組織的対策とシステム防御策を中心に実施		サプライチェーン企業等が**標準的に目指すべき**セキュリティ対策： • 組織ガバナンス・取引先管理、システム防御・検知、インシデント対応等包括的な対策を実施		サプライチェーン企業等がさらに目指すべき高度な対策： • 国際規格等におけるリスクベースの考え方に基づき、自組織に必要な改善工程を整備、システムに対しては現時点でのベストプラクティスの対策を実施
要求事項	26件	有効期間 1年	43件	有効期間 3年（毎年自己評価を実施し結果を評価機関へ提出）	（今後検討）
評価スキーム	専門家確認付き自己評価 ※1		第三者評価		第三者評価

政府調達や重要インフラ事業者等での活用推進

取引先からの対策要請による活用促進

利害関係者への情報開示による対話の促進

サプライチェーン間の結び付きが強固・複雑な主要製造業（自動車、半導体等）、流通、金融業等において、優先的に本制度の利用を促進。

［※1］専門家：登録セキスペ、CISSP等の資格を有し、かつ制度が定める研修を受講したセキュリティ専門家　［※2］ISMS適合性評価制度、★3・4との整合性も踏まえ、対策事項を今後検討

普及施策の例

想定される課題	中小企業等における★取得の負担	中小企業等における セキュリティ専門家の確保	サプライヤー企業への ★取得要請時の関係法令の適用
施策の概要	**サイバーセキュリティお助け隊サービス（新類型）の創設** ★3・★4取得を目的とした、サイバーセキュリティお助け隊サービス（新類型）を創設し、安価な”★”取得を実現	**中小企業ガイドライン整備** 中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン及び付録サンプル規程の整備により、”★”の取得を容易化	**専門家の活用促進** 「中小企業向けサイバーセキュリティ専門家リスト」の整備により、中小企業と専門家とのマッチングを促進	**取引先への要請等に係る考え方の整理** 取引先とのパートナーシップ構築促進に向けた想定事例及び解説案により、費用に係る円満な価格交渉を促進

本事業

サイバーセキュリティお助け隊サービス（新類型）実証事業

目的：①技術要件・価格要件の検証、②サービス基準案の策定

（参考）SCS評価制度で用いるセキュリティ要求事項・評価基準の概要

- NIST Cyber Security Framework(CSF)の機能に対応した６つの分類に、取引先管理に重点を置いた分類を加えた７つの分類において、それぞれレベルごと達成すべき対策を提案。

大分類	★3	★4	NIST CSFにおける機能
ガバナンスの整備	**企業として最低限のリスク管理体制の構築** • 自社のセキュリティ担当の明確化 [No.1-2-1] • セキュリティ対応方針の策定 [No.1-3-1]	**継続的改善に資するリスク管理体制の構築** • 定期的な経営層への報告、不備の是正等 [No.1-4-1]	統治(GV)
取引先管理	**取引先に課す最低限のルール明確化** • 他社との機密情報の取扱い明確化 [No.2-1-2] • 接続している外部情報サービスの把握 [No.3-1-3]	**取引先の管理・把握及び取引先との役割・責任の明確化** • 機密情報共有先の把握 [No.2-1-1] • 重要な取引先等の対策状況把握 [No.2-1-3] • インシデント発生時の他社との役割等の明確化 [No.2-1-4]	
リスクの特定	**自社IT基盤や資産の現状把握** • 情報資産やネットワークの把握 [No.3-1-1,3-1-2] • 外部情報サービスの管理 [No.3-1-3]	**脆弱性など最新状況の把握と反映** • 脆弱性管理体制、管理プロセスの明確化 [No.3-2-1]	識別(ID)
攻撃等の防御	**不正アクセスに対する基礎的な防御** • ID管理手続、アクセス権限の設定[No.4-1-1,4-1-2] • パスワードの安全な設定及び管理 [No.4-1-4,4-1-5] • 内外ネットワーク境界の分離・保護 [No.4-5-1] **端末やサーバーの基礎的な保護** • 適時のアップデート適用、不要ソフトウェアの削除[No.4-4-1,4-4-4] • 端末等へのマルウェア対策 [No.4-4-1,4-4-4]	**多層防御による侵入リスクの低減** • 重要な保管データの暗号化 [No.4-3-1,4-3-2] • ログの収集・定期的な分析の実施 [No.4-4-3] • 社内システムにおける適切なネットワーク分離 [No.4-5-1] • 社外への不正通信の遮断(出口対策) [No.4-5-2]	防御(PR)
攻撃等の検知	**ネットワーク上の基礎的な監視等** • ネットワーク接続・データの監視[No.5-1-1]	**迅速な異常の検知** • 情報機器等の状態、挙動の監視・対応や分析[No.5-1-1,5-1-2]	検知(DE)
インシデントへの対応	**インシデント発生に備えた対応手順の整備** • インシデント対応手順の作成 [No.6-1-1]	*大分類「インシデントへの対応」において、★４での追加項目はなし	対応(RS)
インシデントからの復旧	**インシデント発生から復旧するための対策の整備** • インシデント発生から復旧するための対策の整備[No.7-1-1]	**インシデントからの復旧手順等の整備** • 復旧ポイント、復旧時間を満たす手順等の整備[No.7-1-1]	復旧(RC)

サイバーセキュリティお助け隊サービス（新類型）について

- SCS評価制度の**★3・★4の取得支援を目的**に、★3・★4の**要求事項のうち未達成の項目について、お助け隊サービス（新たな類型）の導入によって、要求事項を達成**させるもの。
- 要求事項の中には、対象の中小企業がすでに達成済みのものもあるため、サービス提供事業者は、サービス提供に当たって中小企業の対策状況の**診断で課題を可視化し、★取得に向け必要な対策を伴走支援**を行う。
- 今回の実証事業を通じ、令和8年度末頃のSCS評価制度開始に併せてお助け隊サービス（新類型）の**基準案を公表して先行版をスタート**させ、**実証終了後に正式にサービスイン**する予定。

お助け隊サービス（新類型）のイメージ

STEP1：課題の可視化

診断・助言サービスの実施

- ✓ SCS評価制度の要件項目毎に中小企業の**対策状況を診断**
- ✓ **未達成項目について実施すべき対策**を、改善計画書として取りまとめる

STEP２：対象サービスの選定と対応実施

診断結果に基づき、★3・★4取得に必要な対策を伴走支援

- ✓**ITツールによる支援サービス**
  ★3・★4取得に推奨されるITツールを導入
- ✓**ITツール以外の支援サービス**
  セキュリティポリシーやインシデント手順書整備、セキュリティ教育など、中小企業が自助努力で達成しづらい項目を支援

STEP3：☆取得申請支援

★取得申請を支援

- ✓ 要求事項の充足を確認し、セキュリティ専門家による確認・評価や、申請書作成を支援

SCS評価制度の要求事項（大分類）
1.ガバナンス整備、2.取引先管理、3.リスク特定、
4.攻撃等の防御、5.攻撃等の検知、
6.インシデント対応、7.インシデントからの復旧

・・・ 中小企業の対策状況によって必要な支援サービス内容は変わる

実証事業の目的とゴール

（目的）

中小企業が★取得するために必要となる機器・サービス内容・品質水準・価格の検証

SCS評価制度の品質を維持しつつ数多くの中小企業に提供できるサービスとするために、
・★取得のために必要な支援サービスは何か
・どの業務にどの程度の人的・物的コストがかかるか
などを検証する

サービス提供事業者にとって採算が取れるサービス設計

中小企業が継続利用できる価格としつつ、サービス提供事業者にとってビジネスとなるサービス設計となることを目指す

（ゴール）

（１）サービス提供企業ごとに支援メニュー完成

✓ SCS評価制度★3（★４）の要求No.ごとに、中小企業の規模に応じて、どのような手段で要求を満たすかを項目別に設定し、お助け隊メニューを完成させる

例）A社のお助け隊サービスメニュー

SCS評価制度★3（★４）の要求No.

No	中小企業規模	
	大（N人以上）	小
1		
…	IT資産管理ツールによる管理	Excelによる管理
…	自社の教育コンテンツ（動画）による学習を利用	
…	UTM導入による対応	手順書による対応

（２）お助け隊サービス（新類型）の提供基準完成

✓ お助け隊提供企業毎のメニューをヒアリングし、お助け隊サービス（新類型）の制度化のための、提供基準（＝提供事業者の認定基準）に盛り込む項目を設定

お助け隊サービス（新類型）の提供基準案

事業者	サービス名
目的（★３取得を目指すor★４取得を目指すor★維持等）	価格（初期費用・月額費用）XX円～XXX円
対象地域	導入可能機器（UTM、IT資産ツール等）
パートナー有無	提供実績（実証の数含む）
中小企業でも導入・運用できる簡単さ	・・・

■実施スケジュール（案）

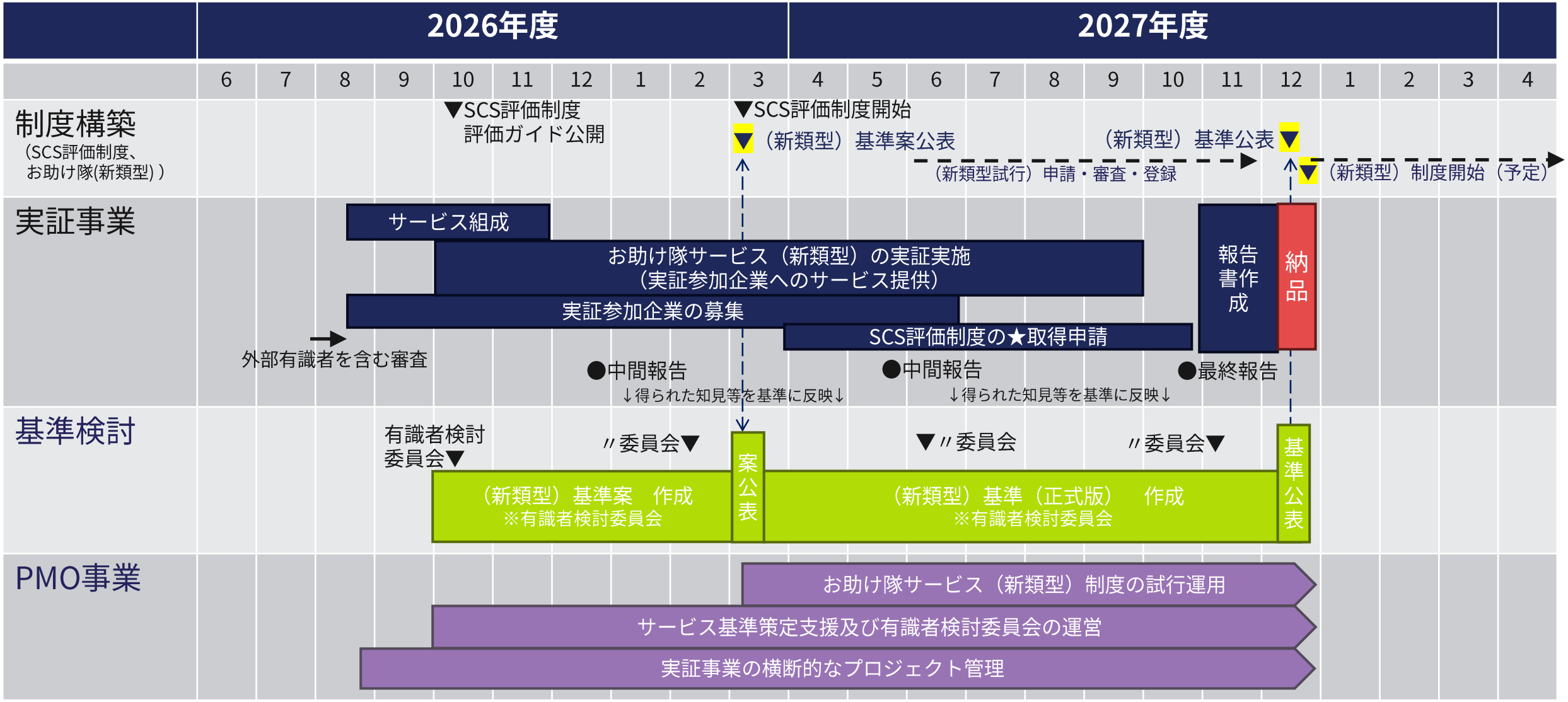
2026年度
2027年度
6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4
制度構築
（SCS評価制度、お助け隊(新類型)）
▼SCS評価制度 評価ガイド公開
▼SCS評価制度開始
▼（新類型）基準案公表
（新類型）基準公表▼
（新類型試行）申請・審査・登録
▼（新類型）制度開始（予定）
実証事業
サービス組成
お助け隊サービス（新類型）の実証実施（実証参加企業へのサービス提供）
実証参加企業の募集
SCS評価制度の★取得申請
報告書作成
納品
外部有識者を含む審査
●中間報告
↓得られた知見等を基準に反映↓
●中間報告
↓得られた知見等を基準に反映↓
●最終報告
基準検討
有識者検討委員会▼
〃委員会▼
▼〃委員会
〃委員会▼
案公表
基準公表
（新類型）基準案　作成
※有識者検討委員会
（新類型）基準（正式版）　作成
※有識者検討委員会
PMO事業
お助け隊サービス（新類型）制度の試行運用
サービス基準策定支援及び有識者検討委員会の運営
実証事業の横断的なプロジェクト管理

事業費の適正管理について（「成果完成型準委任契約」である理由）

- 支援する企業全体の状況によって、契約時の経費内訳書の内容を変更する必要が生じる可能性あり
  （当初想定していたITツールやサービスの台数・ライセンス数等の変更 など）
- この場合は、１受託者あたりの予算上限の範囲内で、**経費内訳書等を修正**してIPAに提出
  （修正を受け付けるタイミングは、2回の中間報告、最終報告の計3回を想定）
- 最終的には、実績報告書の納入後に確認審査を行い、支払金額を確定

経費内訳書（の一部）

	小項目	費用区分
実証事業	お助け隊サービス（新類型）の組成	人件費（単価・工数）
		事業費（**ツールごとの費用**など）
		再委託・外注費
	お助け隊サービス（新類型）の実証	人件費
		事業費
		再委託・外注費
	実証参加企業の募集	人件費
		事業費
		再委託・外注費
	SCS評価制度の★取得申請	人件費
		事業費
		再委託・外注費

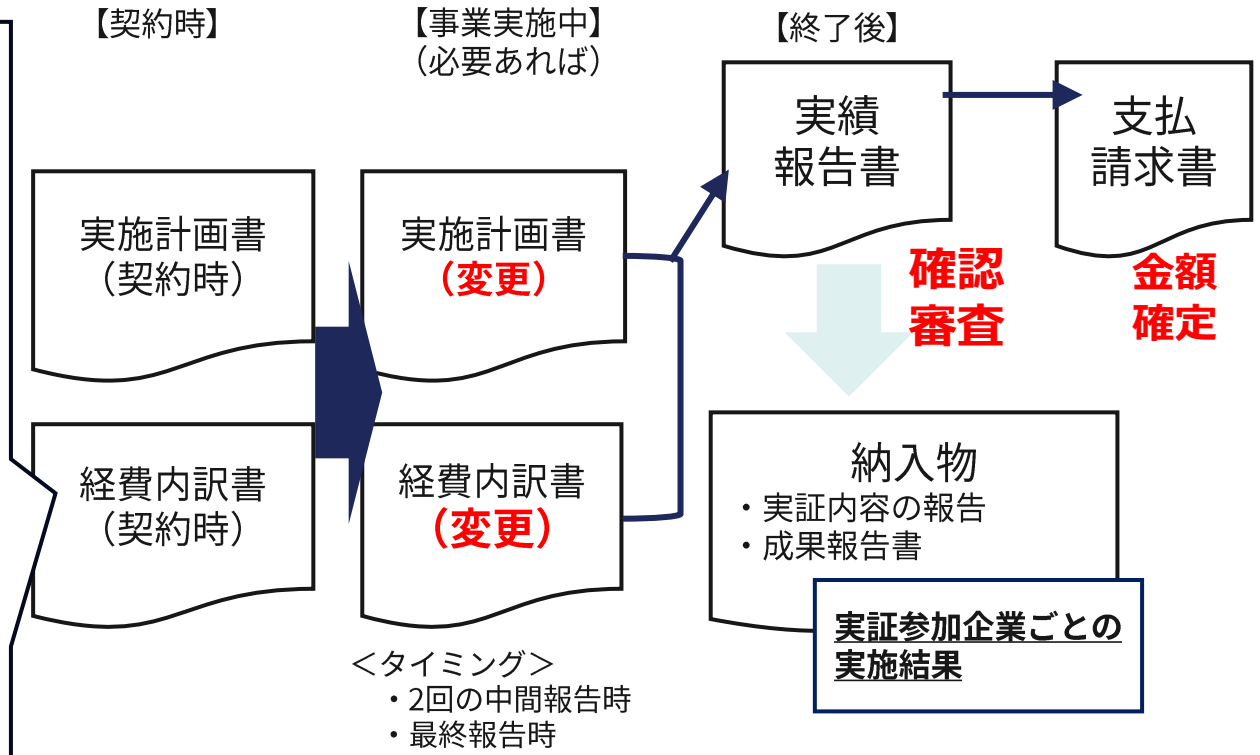

実証に関するFAQ①

項番	資料名	項番号	項目名	質問内容	回答
1	Ⅲ．仕様書	P.42	4.1 お助け隊サービス（新類型）の組成	組成するお助け隊サービス（新類型）は、SCS評価制度の★3取得支援に関わる全ての要求事項への対応を必須要件とするとあるが、★3の要求事項の一部に特化した形のサービス提供は許容されるか。	お助け隊サービス（新類型）は、人的リソースや経営資源が不足する中小企業がSCS評価制度の★取得ができるよう、ワンパッケージで伴走支援するものですので、必須要件の★3要求事項への対応は漏れなくサービスに含める必要があります。
2	Ⅲ．仕様書	P.43	4.1.2 ITツールの導入	「この際、サイバー攻撃に対する防御・監視ツールの提供、およびサイバーインシデントが発生した際の対応を支援するサービスを含めること。」とあるが、具体的にどのような内容を想定しているのか。	SCS評価制度★取得の要件にアラート検知と管理が含まれていることから、組成するお助け隊サービス（新類型）においても、アラート情報やインシデントレポートの提供が求められています。この点、「4.1.6 アラート情報やインシデントレポートの提供」及び「4.2.6 実証内容の報告」に記載のとおり、本実証では実証参加企業へのアラート情報やインシデントレポートの報告と同タイミングで、適時、PMO事業者を介してIPAへ提供いただくことになります。なお、IPAへアラート情報やインシデントレポートを適時提供する仕組みは、必ずしもITツールによるものだけではなく、「4.1.3 ITツール以外の支援サービス」によるものも考えられますので、最適な方法をご提案ください。
3	Ⅲ．仕様書	P.44	4.1.6 アラート情報やインシデントレポートの提供	お助け隊サービス（新類型）においても、「集団的防御プラットフォームの構築」実証事業に対応する必要があるのか。	お助け隊サービス（新類型）の組成において、「集団的防御プラットフォームの構築」実証事業の内容に対応する必要はありません。お助け隊サービス（新類型）は、あくまでSCS評価制度の要求事項に定める「5.攻撃等の検知」のアラート情報やインシデントレポートに対応することが求められています。

実証に関するFAQ②

項番	資料名	項番号	項目名	質問内容	回答
4	Ⅲ．仕様書	P.45	4.2.2 実証参加企業数の設定	組成したお助け隊サービス（新類型）の内容に基づき、実証に参加する中小企業等の企業数を提案することとあるが、設定した実証参加企業数が募集達成できない場合はどうなるのか。	受託者が提案した実証参加企業数が募集未達成であった場合でも、実証の実施結果が「2.背景・目的」で示された実証の目的を満たすものであれば、その旨、募集活動も含めた考察を成果報告書に記載してください。その場合、実証に使用したITツール・サービスの数量が変更になるかと思いますので、「4.2.7 ITツール・サービスの費用計上」の記載内容に従い、経費内訳書の修正を行ってください。なお、実証参加企業数が著しく提案数を下回る場合は、実証の目的を満たしていないと判定され、実証に関する納入物の審査が不合格となる可能性があります。
5	Ⅲ．仕様書	P.45	4.2.2 実証参加企業数の設定	実証のために用意したITツールやサービス等を、実証の範囲内で無駄なく展開できるよう対応を提案することとあるが、具体的にはどのようなことを想定しているか。	実証先企業の状況により、お助け隊サービス（新類型）のITツール・サービスを適用しないケースもあり得るため、実証事業の効率的かつ効果的な運用のため、受託者の有用な提案を求めています。具体的には、実証先企業ごと状況に応じて柔軟にITツール・サービスを提供できる事業準備や体制を想定していますが、設定した実証先企業数の変更も含まれると解されます。ただし、その場合においても、実証目的を達することができる変更に限ります。

実証に関するFAQ③

項番	資料名	項番号	項目名	質問内容	回答
6	Ⅲ．仕様書	P.46	4.2.5 実証実施の留意点	実証終了後、実証に使用したセキュリティ機器の撤去やソフトウェア等のアンインストールを行うとあるが、費用についてはどうなるのか。	受託者には、実証終了後のサービス継続（有償を含む）を勧めていただきたいですが、サービス継続を望まない実証参加企業に対しては、受託者の業務として現状復帰を行う必要があります。そのため、実証に使用したセキュリティ機器の撤去やソフトウェア等のアンインストール費用を実証費用の中に含めていただくことになりますが、サービス継続率は受託者の設定による計算とし、計画差異が生じた場合は本事業の公募要領に定める採択事業者1件あたりの予算額を上限に修正（計画変更）するものとします。
7	Ⅲ．仕様書	P.46	4.2.7 ITツール・サービスの費用計上	組成するお助け隊サービス（新類型）は、診断・助言サービス、ITツール（セキュリティ機器、ソフトウェア等）、及びITツール以外の支援（コンサルティング、教育等）サービスの中小企業等への提供価格で構成されるとあるが、上限金額の設定はあるか。	組成するお助け隊サービス（新類型）は、「4.2.2 実証参加企業数の設定」に記載の実証参加企業の見積り類型をもとに積算することとしていますが、特にサービス全体の上限金額は設けていません。ただ、IPAが実施した中小企業の情報セキュリティ実態調査によれば、従業員100名以下の中小企業では、年間300万円を超える情報セキュリティ投資は支出不可能と推定されます。提案いただくお助け隊サービス（新類型）は、この点を考慮し、中小企業が導入しやすいサービス体系と適切なサービス価格要件に基づき組成してください。

実証に関するFAQ④

項番	資料名	項番号	項目名	質問内容	回答
8	Ⅲ．仕様書	P.46	4.2.7 ITツール・サービスの費用計上	実証におけるITツール・サービスの費用計上は、実証期間において使用した金額とするとあるが、受託者が実証のために買い入れて実証参加企業に提供した機器等の費用はどうなるのか。	実証で使用するITツール・サービスは、数量（台数、ライセンス数等）と費用の内訳を経費内訳書の小項目「お助け隊サービス（新類型）の実証」の「内訳」に記載していただきます。この点、実証に供する買取り機器の費用計上は、取得価額を耐用年数で除して実証期間（1年間）を計上する方法や、受託者の何らかの基準で企業への使用料を設定する方法等が考えられます。いずれの方法においても、計算根拠を明らかにした上で、必要数を経費内訳書に記載していただきます（Ⅳ．公募資料作成要領「第3章 経費内訳書の作成要領及び説明」を参照）。なお、少額機器等については事業費に含めて差し支えありません。
9	Ⅲ．仕様書	P.46	4.2.7 ITツール・サービスの費用計上	お助け隊サービス（新類型）に含まれる人件費は、必要工数（人日）を明らかにし、受託者が標準的に提供する人日単価をもとにするとあるが、どういうことか。	実証事業における人件費は、必要工数（人日）を明らかにした上で、受託者が標準的に（企業等へ）提供する人日単価をもとに算出し、経費内訳書に記載していただきます（Ⅳ．公募資料作成要領「第3章 経費内訳書の作成要領及び説明」を参照）。単価が要員のレベルによって異なる場合には、それぞれの工数を分割して記載し、受託者の内部要員によるものに限らず外部人材を活用する場合においても同様とします。なお、交通費等の費用については事業費に含めるものとします。

実証に関するFAQ⑤

項番	資料名	項番号	項目名	質問内容	回答
10	Ⅲ．仕様書	P.48	4.4 SCS評価制度の★取得申請	実証参加企業に対して、SCS評価制度の★3取得を申請することとあるが、実証終了時点で必ず★3取得ができていないといけないのか。	実証事業におけるSCS評価制度の★取得申請支援ですが、実証参加企業側の状況によっては★3要求事項を充たせない（★3申請ができない）ケースもあるかと存じます。この場合は、「4.4 SCS評価制度の★取得申請」に記載のとおり「1回程度を目安に実証参加企業へ助言を行い、再度の★3取得申請を促す」ようお願いします。ただ、助言を行っても結果的に改善が図られず、★3申請に至らないケースもあり得ると思います。その際は、これらの状況について「実証参加企業の★3取得状況」と合わせて、成果報告書に記載してください。
11	全般	ー	お助け隊の既存類型と応募資格について	公募には、お助け隊の既存類型のサービス事業者でなくても応募できるのか。	実証事業の参加に当たり、既存のお助け隊サービス（1類・2類）の登録は必須ではありません。新類型のみでの参画も可能です。
12	全般	ー	実証後のサービス継続について	実証終了後にサービス継続するか否かを判断することは可能か。	実証終了後のサービス継続は受託者の任意判断となりますが、実証事業には、実証期間終了後も継続してサービスを提供いただける事業者様に参加いただきたいと考えています。

（参考）お助け隊サービス（1類・2類）の概要

- 中小企業に対するサイバー攻撃への対処として不可欠な要件をサービス基準にまとめ、これを満たすものを「サイバーセキュリティお助け隊サービス」として登録・公表。
- 2026年3月時点で**90サービス**が登録。**約10,900社（2026年3月末時点での累計）**で導入。

見守り

24時間365日監視をおこない、不審な挙動やサイバー攻撃を検知 侵入等の異常に素早く気づけます

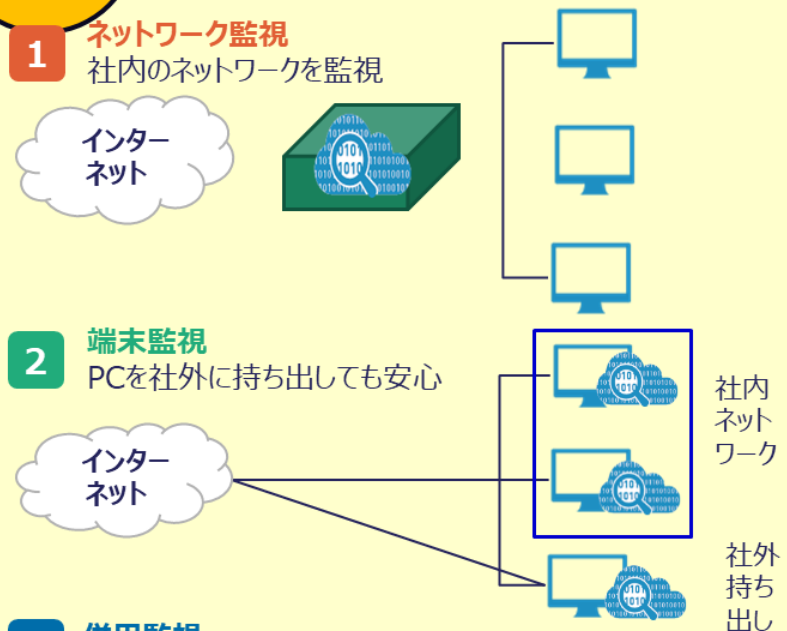

駆付け

異常発生時には、IT事業者等が駆け付けて対応します（リモート支援の場合あり）

保険

簡易サイバー保険が付帯されます

※ 補償内容や限度額等はサービスにより異なります

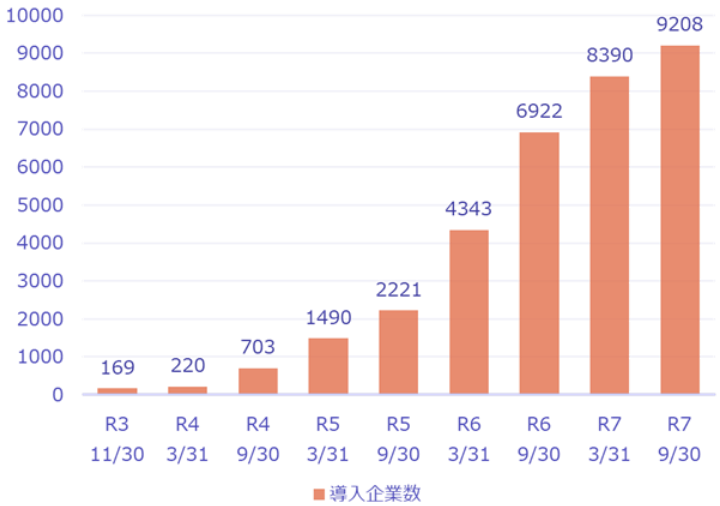

中小企業でも導入、維持できる価格

・ネットワーク監視：月額１万円以下
・端末監視：月額2,000円以下／台
・併用監視：これらの合算相当価格以下

＜2類サービス＞

お助け隊サービスのコンセプトを維持しつつ価格要件を緩和、提供中のお助け隊サービス１類をベースとして、監視機能の強化や定期的なコンサル実施などサービスの拡充等を要件に加え、「サイバーセキュリティお助け隊サービス基準」の改定を行い、2024年３月15日に公開。

＜補助金による支援＞

お助け隊サービスは「デジタル化・AI導入補助金（旧：IT導入補助金）」にて補助対象となっている。

デジタル化・AI導入補助金 セキュリティ対策推進枠

補助額	5万円～150万円
補助率	小規模事業者：2/3 中小企業：1/2
補助対象	サイバーセキュリティお助け隊サービス利用料（最大2年分）

参考：デジタル化・AI導入補助金2026（中小企業庁）

https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/r7/r6_it.pdf

（参考）既存のお助け隊サービスとの比較

サイバーセキュリティお助け隊サービス　既存類型と新類型のサービス内容

既存類型

セキュリティ対策に不安のある中小企業に向けて、**最低限必要なセキュリティ対策**を安価に提供（2026年3月時点で約10,900件の導入実績有）

ワンパッケージで安価に提供

新類型

SCS評価制度の★３・４取得を目指す中小企業に向けてセキュリティ対策状況を**診断**し、未達成項目の達成実施を**伴走支援**するサービス

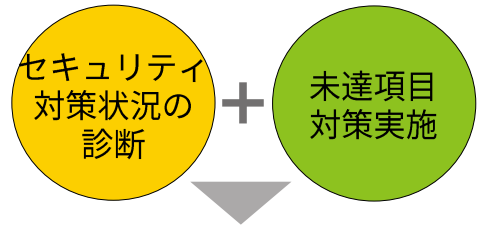

SCS評価制度の★取得

実証で検証すること（ITベンダー向け）

中小企業へのサービス提供を通じて以下の項目を検証

1. セキュリティ要求に対応できる**技術要件（サービスの内容・品質等）**を検証

2. サービス導入が継続的に可能な**価格要件**を検証

実証を通して、**ITベンダー・中小企業の双方にとってメリットのあるサービス**を創設する

中小企業の実証参加メリット

1. **組織的対策を含むセキュリティ対策を無料**で実施（実証期間中最大1年程度）

2. SCS評価制度開始後の**★取得要請への備え**が可能

3. サプライチェーン対策に取り組む企業として、**取引先との信頼性向上**に繋がる